

令和4年第8回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和4年8月22日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 伊藤 誠  
教育次長兼教育総務課長 森川 和典  
学務課長 直井 徹  
保健給食課長 大野 篤彦  
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰  
子ども青少年課長 香取 美弥  
生涯学習課長 塚本 豊康  
スポーツ振興課長 豊島 寿  
指導課 課長補佐 成島 寿
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
7. 議 題  
報告第23号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）  
報告第24号 教職員人事異動の内申について（非公開）  
報告第25号 教育委員会に対する審査請求について（非公開）  
議案第45号 教育委員会に対する審査請求について（非公開）  
議案第46号 取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱の一部を改正する要綱について  
報告16 いじめ防止策の取組状況に関する報告について
8. そ の 他  
(1) 9月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について
9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和4年第8回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。5点になります。まず1点目、教職員の夏季希望研修ということで、8月に教員向けの研修を5講座ほど実施したところでございます。期間的には、8月2日から5日にかけてということで、市内の小中学校の教員の授業力向上を図るためということでございます。表にございますけれど、小学校の国語、算数……

〔庁舎内放送あり〕

○教育長（伊藤 哲）

5講座ということで、延べ127人の教職員に参加していただきました。小学校の国語のほうでは「今求められる国語科の授業づくり」ということで、模擬授業を含めた講座でございました。前の文科省初等中等教育局の教科調査官をやっておられました菊池英慈先生においでいただきました。算数のほうでは、白山小学校の丸山信彦教頭先生に算数科の授業づくりについて行っていただきました。外国語のほうは、東京書籍の担当者においでいただきまして、学習用のデジタル教科書の実践事例をもとにした活用方法ということで、Small Talkを含む言語活動を重視した授業づくりをALTとの実技演習を行ったところでございます。また、ICTの活用については、初級、中・上級、情報部会クラスということで、それぞれ実践的な講座を行ったところでございます。道徳につきましては、後ほどいじめの防止策のところでお連絡をさせていただきます。

2点目です。令和4年度教職員一斉研修会ということで8月19日（金曜日）に、市民会館大ホールにて一斉研修を行いました。昨年度と同じ、木村泰子先生においでいただきまして、昨年はオンラインという形ですが、今回は取手のほうにおいでいただきまして「子どもの事実から学校づくりを問い直しませんか」ということをテーマにいただきました。学校や地域が子どもたちをどのように見守るかという演題で講演をいただきました。小中学校の教職員、PTAの関係の方427名、子どもと親の相談員・青少年相談員の28名、その他教育委員会関係の方20名に参加いただきました。参加者のほうからは「学校と地域が連携し、大きな枠組みで子どもたちを見守っていくイメージがついた」とか「子ども理解の見方・考え方を含め、モデルが提示されましたので、その実践に取り組みたい」といった感想がございました。

3点目です。令和4年度第1回通学路交通安全対策推進会議ということで、7月27日（水曜日）に行ったところでございます。会議には、小中学校の教員、PTAの代表を初め県・市の関係部署が参加いたしまして、通学路の交通安全と防犯対策について協議を行ったところでございます。今年度は、通学路の危険箇所として45箇所

所の報告がございましたが、そういった現地確認を踏まえて具体的な安全対策等を検討したところでございます。

4点目です。取手市中学校バスケットボールサマースクールということで、8月11日（木曜日）、江戸川学園取手中高等学校の体育館をお借りしまして、中学生と中学校の指導者のスキルアップを目的としましたサマースクールを開催したところでございます。開催と実際の講師には、取手市の総合型地域スポーツクラブの「シードソレイユ取手」の協力をいただいたところでございます。午前・午後と2部制で実施しまして、顧問の先生を含めて105名の方が参加いただきました。特に午前中の部については、特別招待選手ということでBリーグ「茨城ロボッツ」の所属であります鶴巻啓太選手にも来ていただきました。講座の中身は、ハンドリングやフットワークを中心にした基礎・応用の練習を行って、最後には混成チームでミニゲームなどを実施したところでございます。

続いて5点目です。警察署との合同パトロール、花火大会パトロールについてということで、8月5日（金曜日）、令和4年度取手市学警連夏季特別街頭指導ということで、警察署との合同パトロールを実施していただいたところでございます。青少年相談員5名、警察官1名、事務局2名が参加いたしまして、市の福祉会館から緑地公園、運動公園、取手駅周辺を1時間半かけてパトロールを行っていただきました。もう1点、8月14日、花火の日ですけども、第67回とりで利根川大花火の開催に伴いまして花火のパトロールを実施いただいたところでございます。こちらについては、青少年相談員7名、事務局1名が参加いたしまして、取手駅、緑地運動公園、市民会館周辺を午後6時から9時にかけて巡回をしていただいたところでございます。この写真に櫻井委員も———ありがとうございました。

私からの報告は以上でございます。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告第23号及び報告第24号につきましては、事務局職員及び教員の人事に関する報告案件となります。また、報告第25号及び議案第45号については、審査請求人の個人情報等が含まれる案件となっております。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第23号、報告第24号、報告第25号及び議案第45号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、報告第23号、報告第24号、報告第25号及び議案第45号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

準備ができましたので、議事を進めてまいります。

報告第23号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 23 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 24 号、教職員人事異動の内申についてを議題といたします。

本件についての説明を伊藤教育参事お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 24 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第 25 号、教育委員会に対する審査請求についてを議題といたします。

本件についての説明を成島指導課課長補佐お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 25 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて議案第 45 号、教育委員会に対する審査請求についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

#### ○教育長（伊藤 哲）

議案第 46 号、取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大野保健給食課長お願いいたします。

#### ○保健給食課長（大野篤彦）

それでは、よろしくお願いいたします。議案第 46 号、取手市学校教育用物資納入業者登録に関する要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。

提案理由につきましては、食品衛生法が改正され、実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種以外の事業者の届出制の創設が行われたことに伴い、これまで同法を引用していた要綱の規定を一括して整理するほか、所要の整備をするため本要綱の一部を改正するものです。

次のページを御覧ください。1 ページから 3 ページに、改正前と改正後の対応表を載せております。改正する箇所は、改正後の欄に下線で示した部分の規定となります。また、4 ページから 6 ページ、こちらを御覧ください。こちらについては、改正後の様式第 1 号を載せております。改正箇所は、5 ページ下部の添付書類に関しまして、規定の改正の内容に合わせまして 1 番と 3 番と 4 番について改正をいたします。この要綱につきましては、学校給食に使用する食材料の納入業者の登録に関しまして、その登録の基準など必要な事項を定めたものになります。今回、食品衛生法の改正に伴いまして、登録の基準など同法を参酌していた本要綱の規定と様式を、それぞれ先ほどお話しした部分について改正を行うものとなります。

本要綱の改正に関連しました、食品衛生法の具体的な改正内容になりますが、こちらは資料、飛びまして 17 ページ、参考資料 2 を御覧いただければと思います。改

正以前の分類、表の左端になりますけれども、こちらにつきましては業者の定義が許可業種と許可業種以外の2種類のみに分かれておりました。しかしながら、今回の改正につきましては、その分類が届出業種が新たに追加されまして、営業者の定義が表のとおり3種類に分類されることになりました。また、以前は許可業種に分類されていた業種が届出業種となったほか、届出対象外に分類されていた業種が届出業種となるなど、公衆衛生の影響に応じた種類の見直しと整理が行われております。これによりまして、食品等を取り扱う業者につきましては、許可業種なら営業許可を、届出業種なら営業届出を、管轄の保健所にそれぞれ申請をする必要が出てきます。なお、営業許可で営む事業者が営業届出も営む場合は、営業許可の申請のほかに営業届出の申請も必要となってきます。

参考としまして、営業許可業種の見直しや届出制の創設が行われたことに伴いまして、取手市における学校給食用の物資納入業者、こちらの改正前と改正後の業種の登録者数の推移につきまして、資料18ページ、参考資料3としてまとめております。こちら、改正後の業種の変更にしましては、現在の納入業者で新たに営業許可業種になる業者はございませんでした。自校式を例に挙げさせていただきますと、新たに営業届出業種が創設されたことによりまして、営業許可業種の見直しをされたことにより、営業許可から届出に移行したのが5業者。これまで許可対象外業者が、新たに届出業種へ移行した業者が5業者と……

[庁舎内放送あり]

#### ○保健給食課長（大野篤彦）

続けさせていただきます。届出業者へ移行したのが5業者となり、創設された届出業種に移行するケースが多く見て取れます。また、それとは反対に、届出対象外の業者が8業者から改正後は3業者と大きくその数を減らしているような状況となっております。以上のことから、要許可業種、要届出業種、届出対象外の営業者の種類と見直された業種に応じて、給食用物資納入業者がとるべき手続を整備するため、要綱の改正を提案する次第でございます。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。この給食の納入業者登録に関する要綱の一括見直しで、納入される業者の方々の基準が明確になって、本当に今まで安全でおいしい給食がさらに安全性が高まったかなと思います。一つ質問なんですけど、以前ニュースで、たしか関西のほうの自治体だったと思うんですけど、給食センター方式の給食の自治体で、給食はできているんだけど、それを運ぶ業者がその事業から撤退してしまって、かわりの業者が見つからなくて給食ができなかった、子どもたちに届けられなかったというようなニュースを拝見したことがあります。こちら5ページの書類、営業関係の納入業者登録申請書のほうで、輸送能力のところ直営か委託か、委託の場合は委託業者名ということで出ているんですけど、今、そういった納入業者から委託されている輸送業者のほう、直営ではなく委託で行っているところというのも、取手市は別の自治体のようにあるものなんでしょうか。

#### ○教育長（伊藤 哲）

大野課長。

**○保健給食課長（大野篤彦）**

自校式に関しましては、この物資納入業者がそれぞれ給食室といたしますか、そちらのほうに納入をしております。ただ、センター方式のほうなんです、これはやはり1カ所で調理をして配分しますので、地元の運送業者のほうに搬送のほうを委託しております。配膳ができないとか、今年いっぱいというお話は聞いておりませんので、配送ルートのほうは当面の間は大丈夫かなというふうに考えております。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございました。

**○教育長（伊藤 哲）**

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告16、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

松戸です。よろしくお願いたします。報告16、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてです。御手元の資料1ページを御覧ください。具体的には、1番、人権教育研修会を開催いたしました。こちらは、取手市教育研究会人権教育研究部会と指導課の共催ということで今年度実施いたしました。開催日時、具体的な内容については、記載されているとおりです。当日ですが、研修会では性的マイノリティーへの正しい理解、全ての人に関わりのある言葉として「SOGI（性的指向、性的自認）」の現状を学ぶことができました。また、情報の取扱いについてですが、本人の同意を得て保護者や関係者と情報共有して、しっかりと解決していくことなど指導をしっかりと受けましたので、このようなことをこれからの教育相談に生かしていかなくはいけないということを確認いたしました。

2番、管理職（教頭会）対象のスクールロイヤー研修会を8月3日午後に行いました。県のスクールロイヤーでもある有馬先生にお越しいただいて、内容の（1）から（4）について、具体的な事例を交えながら講演をいただきました。法律に基づいたいじめの認知、要件、こういったものを現場に起きていることと照らし合わせながら、教頭先生たちが一つ一つ丁寧に確認をしていました。参加した教頭先生の中の感想を四角の枠の中に入れて記載しておりますが、やはり教頭だけではなく、今回の研修の内容についてはしっかりと学校に持ち帰って、教職員が共有するべきだといった感想もいただいております。今回の研修を必ず学校に持ち帰って、

あとは学校現場がこの内容についてどう受け止めて、どう対応していくか、こういったところが組織として対応していくことが問われているといったところも教頭先生のほうにお伝えをしておりますので、ぜひ研修会の中で生かしていただくよう助言をさせていただきました。

次のページになります。2ページです。道徳教育の基礎研修講座を希望研修の中で昨年度同様に行いました。講師に齋藤眞弓先生、昨年度と同じ講師の先生なのですが、お招きして、当日は20名の教員が参加して実際に研修を行いました。特に第2部では、講師の齋藤先生による模擬授業を行いました。特に役割演技については、若手教員が非常に積極的に役割演技を行うことで、これまでの自分の指導を振り返るきっかけになったという感想をいただいています。特に具体的な助言としては、模擬授業の中で発問の仕方や板書の工夫、すぐにでも現場で取り入れられるような手だてについて学ぶことができました。教員の中からは、参加者の感想2つ目「教材の本質を見抜くために教材をしっかりと読み込んで、生徒に楽しい授業をしたい」といったところで、基本に立ち返るいい時間になったというふうに報告を受けております。

以上で報告を終わります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。1番の人権教育研修会の対象はどういう方だったのでしょうか。

#### ○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。取手市教育研究会の人権教育研究部会の先生方中心で行いましたが、ここに教育委員会の指導課に限らず、課を超えた職員も参加をさせていただきました。

#### ○教育委員（石隈利紀）

分かりました。ぜひ、小中学校の教職員の方の研修会でも行っていただきたいなと思います。言うまでもなくLGBTへの対応というのは、まだまだ現場では勉強不足のところがありますし、LGBTの子どもが不登校になる率、いじめを受ける率、自傷する率は、LGBTではない子どもの平均よりも高いという統計もありますので、LGBTの子どもたちの理解というのはとても大事だと思います。いじめに関しての文部科学省からの通達というか、基本方針の中にも、外国から来た子ども等と並んで、LGBTの子どもには特別な配慮をすることというふうに書いてあります。今、アウティングということが出ましたけど、本当に御自身が表明するカミングアウトと、ほかの人がばらすアウティングというのを、もうこれは基本的に子どもたちにも理解してほしいし、実はLGBTからのいじめというのは少なくなくて、いわゆる言葉のいじめですね。オネエとか、余り言いたくないけど、そういう言葉を使う。メディアも影響があるんですけど、それと、あとは実際に服を脱がして動画に上げるとか、かなり厳しいものがありますので、これはとてもいいことなので教職員や子どもたちにもぜひやってほしいなと思います。インターネットなんかでも、今回の講師も含めて専門の先生方からも資料がホームページに載っていますので、活用され

るといいなと思いますので、ぜひ続けていければと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。2番のスクールロイヤー研修会の開催についてですけれど、実は今月、県のほうで主任児童委員の研修会がありまして、そこでもスクールロイヤーの方をお招きして、地域の中で様々な問題を抱えた子どもたちにどういうふうに関わっていくかというのをスクールロイヤーの方に、つまり法律に基づいた視点からお話しいただいたという研修会がありました。参加した主任児童委員のほうから、大変勉強になったということで、地区の民生委員の会議で詳しいお話を聞けたんですけれど、やはり今回は法律に基づいたいじめの対応ということで、いじめに特化されていますが、現在様々な問題を抱えている子どもたち、いじめ以外にも例えば虐待であるとか、ヤングケアラーであるとか、貧困であるとか、様々な問題を抱えている子どもたちがおりますので、また、このスクールロイヤーの方のお話というのは、すごく新たな視点から子どもたちを支えるということで役に立つものですので、いじめ以外のところでも、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。教育長、去年あたりでしたかね、実践的な研修の方法に変えられて、すごく現場が——どうしてもただ研修だけになると頭だけしかないんですけど、実践的なものになるとイメージがすごくできやすいという、そういうふうなことがあって、すごく去年、今年と充実した研修が進められているんじゃないかなと、すごく感じているんですよね。この間の講演会もそうだったと思うんですけど、ですからこういうものを毎年計画するのは大変なんだけれど、同じ内容でも対象を広げていくということがすごく大事な部分なのかなという気がしています。

私は、特にこの人権関係のほうの件については、とてもまだ考え方がついていけない状況がありまして、実は5歳になる男の子の孫が昨年度は「私は、私は」という表現を自分に対してしていたんです。それは姉の影響なんですけど「私は女の子好き」と言うんですよね。別の孫は男3人兄弟なんですけど、こいつらは早いうちから「俺」と言っていたんです。やはりその育つ環境によってもかなり言葉というのは違ってくると思うんですけど、実際に学校なんか行ったときのそれぞれの子どもたちの環境ってすぐには把握できないところがあって、どうしたらその子はそんなふうになっていくんだろうという原因をしっかりとつかむということは、教員にとってやはり大事な部分なんですよね。そのための研修というのは必要なんじゃないかなという気がしています。そういう意味では、今後もぜひ工夫ある対応で進めていただければなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。以上です。



**○教育長（伊藤 哲）**

ありがとうございます。確かに個々の教員に浸透できるというのは、材料とか確認しながらやっていきたいと思えます。

そのほかございますか。石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

さっき小谷野委員が言ったことで、LGBTはLGBTQという言い方があって、自分の性的アイデンティティーとか、そういうことが中学生、高校生なんかははっきりしていないよねというのもありますので、今のお話もありましたけど、環境的な要因とか身体的、生物学的な要因とかがありますので、中学生、高校生、小学生もそうですけど、性的なアイデンティティーについて保健体育やいろいろなところで教員も含めて勉強する機会があるといいと思えます。多分、大人のほうが伝統的とか頭が固いので、若い子、例えば大学生なんか10人ぐらいいると1人ぐらいこういうのに関心を持ったりとか、そういうところがありますというふうに自分から言ってくれる子がいて、そのぐらい、もう今、統計でも6%から8%とか、統計によりますが、これに関する子どもがいるというふうな統計もありますので、理解を進めたいなど。

もう一つ、私たちが間違っちゃいけないのが、こういうLGBTの子はいろいろな身体的、環境的、いろいろなところから、特に身体的なこととなるので、自分が選んだ生き方というよりも、今そういう状態で、それが自分らしい生き方ということなので、よく私たちは、自分が選んだから、生き方だから応援するよと言っちゃうんですけど、LGBTの場合は自分が選んだということは余りそぐわないなどというのは、そのLGBTの専門家からよく教えてもらうことなので、せっかくの機会なので共有したいと思えます。

**○教育長（伊藤 哲）**

そうですね、個々人の存在に直結するものなので、尊厳なんですよね。この研修会でも、そういった観点で講師の先生にお話ししていただいたんで、改めてその重要さということは、学校に対して改めて僕らからも伝えていきたいと思えます。

そのほかございますか。

猪瀬委員。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

すみません。石隈先生のお話聞いて、実際に取手市内でそういう実例みたいなので対応したことというのはあるんでしょうか。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

公式に公表はしておりませんが、その悩みを抱える保護者、児童生徒と学校が面談を繰り返し行っているというケースはございます。今のところ、学校から足が遠のくといったことはないということで、この場で御報告させていただきます。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

ありがとうございます。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

様々な研修がされているということで、先日の全体研修にも教育委員として拝見させていただいて、実際にその研修に向かう先生方、また当日は学校ごとにまとま

って座っていましたので、学校の雰囲気なども、先日の研修では新採の一番若い先生が段の上に上げられて、またそれを学校の先生たちが頑張れと送り出す感じ等、そういったところも拝見させていただいて、こういった研修に参加させていただいて、そういう学校の雰囲気も分かり、また私どもも教育委員という立場ですが、やはりこういった新しいこと、日々変わることというのは、常に私たち自身も考えを新たにする機会が必要かなと思いました。ですので、できる範囲で結構ですので、またそういった研修のときにお声がけいただければ、私たち自身も自己研さんになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○教育長（伊藤 哲）**

承知いたしました。本当に一斉研修でも、相談員の方とか参加していただいて、学校だけじゃなくて、やっぱり子どもたちに関係する方がたくさんいらっしゃいますので、その姿勢を改めて僕らも感じるころなので、必要な回にお声がけしていきますので、その節はよろしくお願ひいたします。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 16 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 16 の議事を終わります。

続きまして、その他に入ります。事務局から報告等をお願ひいたします。

**○教育総務課課長補佐（蛭原康友）**

事務局から、9月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について御報告いたします。委員さんの御手元のほうに、令和4年9月予定行事報告表（教育委員会・文化芸術課）ということで、本日現在の予定がお配りされているかと思ひます。なお、教育委員会定例会のほうは9月21日（水曜日）9時半からで予定をさせていただいております。事務局からの報告は以上になります。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほか委員のほうからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和4年第8回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前10時44分閉会